

中「第二十四号」を「第十八号」に改め、同条第十二項中「第二十四号」及び「第二十一号」を「第十八号」に改め、同条第十五項第二号中「第二十二号」を「第十六号」に改める。

第六十五条の八第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「第二十二号」を「第十六号」に、「第二十四号」を「第十八号」に、「特別勘定として」を「特別勘定を設ける方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により」に改め、同条第二項第二号並びに第四項第二号及び第三号中「第二十四号」を「第十八号」に改め、同条第七項中「第二十四号」を「第十八号」に、「終了の時において」を「の確定した決算」に改め、同条第八項中「第二十四号」を「第十八号」に改め、同条第十七項中「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第十六項」を「第十七項」に、「第二十四号」及び「第二十一号」を「第十八号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第二十四号」及び「第二十一号」を「第十八号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項第一号中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の七十九第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の九中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「第二十二号」を「第十六号」に改める。

第六十五条の十一第一項中「当該事業年度終了の時ににおいて」を削り、「損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（確定した決算において利益又は）」を「当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該事業年度の決算の確定の日までに）」に改める。

第六十五条の十二第一項中「特別勘定として」を「特別勘定を設ける方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により」に改め、同条第八項中

「終了の時ににおいて」を「の確定した決算」に改め、同条第十六項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十二項第一号中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の八十三第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の十三第一項中「当該事業年度終了の時ににおいて」を削り、「損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（確定した決算において利益又は）」を「当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該事業年度の決算の確定の日までに）」に改める。

第六十五条の十四第一項中「特別勘定として」を「特別勘定を設ける方法（当該事業年度の決算の確定

の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により」に改め、同条第八項中「終了の時ににおいて」を「の確定した決算」に改め、同条第十六項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十二項第一号中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の八十五第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の十五第一項中「、当該事業年度終了の時ににおいて」を削り、「損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（確定した決算において利益又は）」を「当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該事業年度の決算の確定の日までに）」に改める。

第六十六条及び第六十六条の二を次のように改める。

（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例）

第六十六条 法人が、その有する国有財産特別措置法第九条第二項の普通財産のうち同項に規定する土地等として財務省令で定めるところにより証明がされたもの（以下この項において「特定普通財産」という。）に隣接する土地（当該特定普通財産の上に存する権利を含むものとし、棚卸資産を除く。以下この項において「所有隣接土地等」という。）につき、同条第二項の規定により当該所有隣接土地等と当該特定普通財産との交換（政令で定める交換を除く。以下この項及び次項において同じ。）をしたとき（第六十五条の九に規定する交換差金（次項において「交換差金」という。）を取得し、又は支払つた場合を含む。）は、当該交換により取得した特定普通財産（以下この条において「交換取得資産」という。）につき、当該交換取得資産の取得価額から当該交換により譲渡をした所有隣接土地等（次項において「交換譲渡資産」という。）の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額（以下この項及び第四項において「圧縮限度額」という。）の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において

積立金として積み立てる方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項に規定する譲渡直前の帳簿価額は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める金額とする。

一 交換取得資産とともに交換差金を取得した場合 帳簿価額から当該帳簿価額のうち当該交換差金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額

二 当該交換とともに交換差金を支出した場合 帳簿価額に当該交換差金の額を加算した金額

三 交換譲渡資産の交換に要した経費で交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額がある場合 帳簿価額に当該計算した金額を加算した金額

3 第六十五条の七第五項及び第六項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第八項の規定は第一項の規定の適用を受けた交換取得資産について、それぞれ準用する。

4 法人が、第一項に規定する交換をした日を含む事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は

適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この項及び第六項において「適格分社型分割等」という。）を行う場合において、当該事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時まで
の間に取得した当該交換に係る交換取得資産を当該適格分社型分割等により分割承継法人、被現物出資
法人又は被事後設立法人に移転するときは、当該交換取得資産につき、当該交換取得資産に係る圧縮限
度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、当該減額した金額に相当する金額
は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5 第六十五条の七第八項の規定は、前項の規定の適用を受けた交換取得資産について準用する。

6 第四項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に同
項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提
出した場合に限り、適用する。

7 第六十五条の七第十三項の規定は、第一項又は第四項の規定の適用を受けた交換取得資産（連結事業
年度において第六十八条の八十五の三第一項又は第四項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する
交換取得資産を含む。）について準用する。

8 第二項、第三項及び前三項に定めるもののほか、第一項又は第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六條の二 削除

第六十六條の四第一項中「の総数又は出資金額」を「又は出資」に改め、「除く。」の下に「の総数又は総額」を加え、「株式の数又は出資の金額」を「数又は金額の株式又は出資」に改め、同条第三項中「いい、同条第一項の規定の適用を受けたものを除く」を「いう」に、「同条第三項中「前二項」を「同条第一項中「次項」」に、「前二項及び」を「次項又は」に改め、同条第七項中「当該法人の当該国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む法人で事業規模その他の事業の内容が類似するものの当該事業に係る売上総利益率又はこれに準ずる割合として政令で定める割合を基礎として第二項第一号口若しくはハに掲げる方法又は同項第二号イに掲げるこれらの方法と同等の方法」を「次の各号に掲げる方法（第二号に掲げる方法は、第一号に掲げる方法を用いることができない場合に限り、用いることができる。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該法人の当該国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む法人で事業規模その他の事業の内容が

類似するものの当該事業に係る売上総利益率又はこれに準ずる割合として政令で定める割合を基礎とした第二項第一号ロ若しくはハに掲げる方法又は同項第二号イに掲げる方法（同項第一号イに掲げる方法と同等の方法を除く。）

二 第二項第一号二に規定する政令で定める方法又は同項第二号ロに掲げる方法（当該政令で定める方法と同等の方法に限る。）に類するものとして政令で定める方法

第三章第七節の三の節名を次のように改める。

第七節の三 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例

第六十六条の五の見出しを「（国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）」に改め、同条第一項から第三項までを次のように改める。

内国法人が、平成四年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該内国法人に係る国外支配株主等又は資金供与者等に負債の利子等を支払う場合において、当該事業年度の当該内国法人に係る国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高が当該事業年度の当該内国法人に係る国外支配株主等の資本持分の三倍に相当する金額を超えるときは、当該内国法人が当該事業年度において

当該国外支配株主等及び資金供与者等に支払う負債の利子等の額のうち、その超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、当該内国法人の当該事業年度の所得の金額（法人税法第百二条第一項第一号に規定する所得の金額を含む。）の計算上、損金の額に算入しない。ただし、当該内国法人の当該事業年度の総負債（負債の利子等の支払の基因となるものに限る。次項及び第三項において同じ。）に係る平均負債残高が当該内国法人の自己資本の額の三倍に相当する金額以下となる場合は、この限りでない。

2 前項の規定を適用する場合において、当該内国法人は、当該内国法人に係る国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債のうちに特定債券現先取引等に係る負債があるときは、当該国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高から政令で定めるところにより計算した特定債券現先取引等に係る平均負債残高を控除して計算した平均負債残高又は当該事業年度の総負債に係る平均負債残高から政令で定めるところにより計算した特定債券現先取引等に係る平均負債残高を控除して計算した平均負債残高を基礎として政令で定めるところにより計算した国外支配株主等の資本持分又は自己資本の額に係る各倍数を当該内国法人に係る国外支配株主等の資本持分又は当該内国法人の自己資本の額に

係る各倍数とし、当該内国法人に係る国外支配株主等及び資金供与者等に支払う負債の利子等の額から政令で定めるところにより計算した特定債券現先取引等に係る負債の利子等の額を控除した金額を当該内国法人に係る国外支配株主等及び資金供与者等に支払う負債の利子等の額とすることができる。この場合において、前項中「三倍」とあるのは、「二倍」とする。

3 第一項の規定を適用する場合において、当該内国法人は、当該内国法人に係る国外支配株主等の資本持分及び当該内国法人の自己資本の額に係る各倍数に代えて、当該内国法人と同種の事業を営む内国法人で事業規模その他の状況が類似するものの総負債の額の純資産の額に対する比率として政令で定める比率に照らし妥当と認められる倍数を用いることができる。

第六十六条の五第八項中「（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を削り、「第一項に」を「同項に」に改め、「その他同項」の下に「から第四項まで及び前項」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第七項を削り、同条第六項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 第一項から第四項まで及び第六項から前項までの規定は、国内において事業を行う外国法人が支払う

負債の利子等（国内において行う事業に係るものに限る。）について準用する。この場合において、第一項中「当該内国法人」とあるのは「当該外国法人」と、「利子等を」とあるのは「利子等（当該外国法人が国内において行う事業（以下この項及び第三項において「国内事業」という。）に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を」と、「負債に」とあるのは「負債（国内事業に係るものに限る。次項において同じ。）に」と、「資本持分」とあるのは「資本持分（国内事業に係るものに限る。次項及び第三項において同じ。）に」と、「自己資本の額」とあるのは「自己資本の額（国内事業に係るものに限る。次項及び第三項において同じ。）に」と、「国内事業に係るものに限る。次項及び第三項において同じ。）に」と、「国内事業に係るものに限る。次項及び第三項において同じ。）に」と、「自己資本の額」とあるのは「自己資本の額（国内事業に係るものに限る。次項及び第三項において同じ。）に」と、第二項中「内国法人」とあるのは「外国法人」と、第三項中「内国法人は」とあるのは「外国法人は」と、「内国法人に」とあるのは「外国法人に」と、「内国法人の」とあるのは「外国法人の」と、「内国法人」とあるのは「外国法人の国内事業」と、「総負債」とあるのは「総負債（負債の利子等の支払の基因となるものに限る。）に」と、第四項第一号中「外国法人」とあるのは「他の外国法人」と、「内国法人」とあるのは「外国法人」と、同項第二号及び第六号中「内国法人」とあるのは「外国法人」と読み替える

ものとする。

第六十六条の五第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 第二項の規定は、確定申告書等に同項の規定の適用を受ける旨を記載した書面並びに同項の規定により控除する特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高及び負債の利子等の額の計算に関する明細書の添付があり、かつ、その計算に関する書類を保存している場合に限り、適用する。

7 税務署長は、前項の書面若しくは明細書の添付のない確定申告書等の提出があり、又は同項の書類を保存していなかった場合においても、その添付又は保存がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書面及び明細書並びに書類の提出があつた場合に限り、第二項の規定を適用することができる。

第六十六条の五第三項の次に次の一項を加える。

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 国外支配株主等 第二条第一項第一号の二に規定する非居住者又は外国法人で、内国法人との間

に、当該非居住者又は外国法人が当該内国法人の発行済株式又は出資（当該内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のあるものをいう。

二 資金供与者等 内国法人に資金を供与する者及び当該資金の供与に関係のある者として政令で定める者をいう。

三 負債の利子等 負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この号において同じ。）その他政令で定める費用（当該負債の利子その他政令で定める費用で、これらの支払を受ける者の法人税の課税対象所得に含まれるものを除く。）をいう。

四 国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債 国外支配株主等に対する負債（負債の利子等の支払の基因となるものに限るものとし、当該国外支配株主等の法人税の課税対象所得に含まれる負債の利子等に係るものを除く。）及び資金供与者等に対する政令で定める負債（負債の利子等の支払の基因となるものに限る。）をいう。

五 平均負債残高 負債の額の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

六 国外支配株主等の資本持分 各事業年度の国外支配株主等の内国法人の純資産に対する持分として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

七 自己資本の額 各事業年度の純資産の額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

八 特定債券現先取引等 債券現先取引（第四十二条の二第一項に規定する債券現先取引をいう。）及び現金担保付債券貸借取引（現金を担保として債券の借入れ又は貸付けを行う取引をいう。）で、政令で定めるものをいう。

九 法人税の課税対象所得 内国法人にあつては各事業年度の所得（法人税法第百二条第一項第一号に規定する所得の金額を含む。）若しくは各連結事業年度の連結所得又は清算所得をいい、特定信託の受託者である法人にあつては各特定信託の各計算期間の所得をいい、外国法人にあつては同法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ当該外国法人のこれらの規定に定める国内源泉所得のうち政令で定めるものをいう。

第六十六条の六第一項中「利益の配当又は剰余金の分配」を「法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下この項において「剰余金の配当等」という。）」

に、「利益の配当、剰余金の分配」を「剰余金の配当等」に改め、同項第一号中「の総数又は出資金額」を「又は出資」に改め、「株式等を除く。」の下に「」の総数又は総額「」を加え、同条第二項第一号中「の総数又は出資金額」を「又は出資」に改め、「株式等を除く。」の下に「の総数又は総額」を加える。

第六十六条の八第一項中「外国関係会社（当該特定外国子会社等から利益の配当又は剰余金の分配」を「外国関係会社（当該特定外国子会社等から法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下この項において「剰余金の配当等」という。）」に、「外国関係信託（当該特定外国子会社等から利益の配当又は剰余金の分配」を「外国関係信託（当該特定外国子会社等から剰余金の配当等」に改め、同項第一号中「利益の配当又は剰余金の分配」を「剰余金の配当等」に改め、同項第三号中「利益の配当若しくは剰余金の分配」を「剰余金の配当等」に改め、同条第七項中「第二条第十八号の規定の適用については同号イに規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項」を「第六十七条第三項及び第五項」に、「これらの」を「これらの」に改め、「それぞれ」を削り、「とする」を「とするほか、利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める」に改める。

第六十六条の九の四第一項第三号中「対する利益の配当若しくは剰余金の分配」を「対する法人税法第

二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当若しくは剰余金の分配（以下この号において「剰余金の配当等」という。）に、「法人税法」を「同法」に、「支払う利益の配当若しくは剰余金の分配」を「支払う剰余金の配当等」に改める。

第六十六条の十一の二第二項中「同条第四項第三号中」の額」を「同条第四項中」の額があるときは、当該寄附金」に、「前号」を「前項第二号」に改め、「。」の額」の下に「があるときは、これらの寄附金」を加える。

第六十六条の十二第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「第四十二条の四第七項」を「第四十二条の四第六項」に改める。

第六十七条の二第一項中「（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（第六十八条第一項において「法人税等負担軽減措置法」という。）第十六条第一項の規定を含む。）」を削る。

第六十七条の三第五項を削り、同条第六項中「第二条第十八号の規定の適用については同号イに規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項」を「第六十七条第三項及び第五項」に、「これら

の」を「これらの」に改め、「それぞれ」を削り、同項を同条第五項とし、同条に次の一項を加える。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、免税対象飼育牛の売却による利益の額の計算方法、第一項の規定の適用を受けた同項の農業生産法人の利益積立金額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の四第二項中「当該事業年度終了の時ににおいて」を削り、「損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（確定した決算において利益又は」を「当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該事業年度の決算の確定の日までに」に改め、同条第四項中「当該交付を受けた日を含む事業年度の確定した決算において」を削り、「特別勘定として」を「当該交付を受けた日を含む事業年度の確定した決算において特別勘定を設ける方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により」に改め、同条第九項中「終了の時ににおいて」を「の確定した決算」に改める。

第六十七条の六の前の見出し及び同条を削る。

第六十七条の五第一項中「の額」を「」の額」に、「又は租税特別措置法」を「」又は租

税特別措置法」に、「同項第三号」を「同項第四号」に、「第六十七条の五第一項」を「第六十七条の六第一項」に改め、同条第二項中「第六十七条の五第一項」を「第六十七条の六第一項」に改め、同条を第六十七条の六とする。

第六十七条の四の次に次の一条を加える。

（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）

第六十七条の五 第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの（以下この項において「中小企業者等」という。）が、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該中小企業者等の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十万円未満であるもの（その取得価額が十万円未満であるもの及び第五十三条第一項各号に掲げる規定その他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。）を有する場合において、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき当該中小企業者等の事業の用に供した日を含む事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この

場合において、当該中小企業者等の当該事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が三百万円（当該事業年度が一年に満たない場合には、三百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額。以下この項において同じ。）を超えるときは、その取得価額の合計額のうち三百万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とする。

2 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

3 第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定の適用を受ける少額減価償却資産の取得価額に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

4 第一項の規定の適用を受けた少額減価償却資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合に
は、同項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該少額減価償却資産の取得価額に算入しない。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用がある場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の七に見出しとして「（損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例）」を付し、同条